

国立大学法人会計基準等に係る諸論点

I. セグメント情報における学生納付金収益等及び業務損益の取扱いについて（案）

1. 現状

前回の会計基準等の改訂により、多くの国立大学法人等においてセグメント開示区分の拡大が実施されたが、これにより拡大開示されたセグメント区分における学生納付金収益等及び業務損益の取扱いについて、各法人により差が生じている。

多くの法人はその経理規定等において、（基礎的な）運営費交付金はまず人件費に充当する旨の規定を置いているため、予算作成過程等においてまず運営費交付金予算額を人件費相当分として各セグメントに配分し、当該配分額が各セグメントの執行予算額に足りない部分について、学生納付金等の予算額を振り分けている。この様な予算配分方法により、あるセグメントにおいて獲得した学生納付金等が他のセグメントの財源として使用されるケースが生じている。

このようなケースにおいて、当該学生納付金等を、①財源として使用したセグメントの収益としてそのまま表示している法人と、②獲得したセグメントに振り戻し調整して表示している法人とがある。また、学生納付金等について②のような調整を行った結果、業務損益が当該セグメントの運営状況を必ずしも表していない結果となっている。

（具体的なイメージは、次ページ参照）

2. 今後の方向性

実務指針において、以下のいずれかの方向性で規定を設ける。

[案1] ①の例を基本とするが、当該セグメントにて獲得した学生納付金等に係る収益化額（他セグメントで資産購入された額を含む）を注記する。

[案2] ②の例を基本とするが、業務収益の一項目として、「セグメント間の振替」という項目をプラスすることにより、業務損益が当該セグメントの運営成績を表示できるようにする。

(予算)

区 分	学部等	研究施設	法人計
人件費	600	200	800
教育研究経費	350	250	600
その他の費用	0	0	0
業務費用計	950	450	1,400
運営費交付金収益	600	200	800
学生納付金収益	300	200	500
その他の収益	50	50	100
業務収益計	950	450	1,400
業務損益	0	0	0

(前提)

・学生納付金獲得額

学部等	研究施設	法人計
500	-	500

- ・予算作成過程において、運営費交付金はまず人件費に充当。また、その他の収益は当該収益を獲得予定のセグメントに配分
- ・各セグメントの執行予算額のうち、上記の配分で足りない部分について学生納付金を振り分ける。

(決算)

① 学生納付金収益を財源として使用したセグメントの収益としてそのまま表示

区 分	学部等	研究施設	法人計
人件費	580	190	770
教育研究経費	330	250	580
その他の費用	0	0	0
業務費用計	910	440	1,350
運営費交付金収益	600	200	800
学生納付金収益	300	200	500
その他の収益	50	50	100
業務収益計	950	450	1,400
業務損益	40	10	50

※. 業務損益は各セグメントの運営状況を示すが、学生納付金収益は各セグメントの獲得額を示していない。

② 学生納付金収益を当該収益を獲得したセグメントに振り戻し調整して表示

区 分	学部等	研究施設	法人計
人件費	580	190	770
教育研究経費	330	250	580
その他の費用	0	0	0
業務費用計	910	440	1,350
運営費交付金収益	600	200	800
学生納付金収益	500	-	500
その他の収益	50	50	100
業務収益計	1,150	250	1,400
業務損益	240	△ 190	50

※. 学生納付金収益は各セグメントの獲得額を示すが、業務損益は各セグメントの運営状況を示していない。

[案1] ①を基本とし、学生納付金収益の各セグメントにおける獲得額は注記

区 分	学部等	研究施設	法人計
人件費	580	190	770
教育研究経費	330	250	580
その他の費用	0	0	0
業務費用計	910	440	1,350
運営費交付金収益	600	200	800
学生納付金収益	300	200	500
その他の収益	50	50	100
業務収益計	950	450	1,400
業務損益	40	10	50

(注)学生納付金収益は、学内予算により各セグメントに配分された収益化額を記載しています。なお、各セグメントにおいて収受した学生納付金に係る収益化額は、学部等500、研究施設0であります。

[案2] ②を基本とし、業務損益の額が変動しないよう「セグメント間の振替」を追加

区 分	学部等	研究施設	法人計
人件費	580	190	770
教育研究経費	330	250	580
その他の費用	0	0	0
業務費用計	910	440	1,350
運営費交付金収益	600	200	800
学生納付金収益	500	-	500
その他の収益	50	50	100
セグメント間の振替	△ 200	200	-
業務収益計	950	450	1,400
業務損益	40	10	50

Ⅱ. 中期目標期間終了時における運営費交付金債務等の精算のための収益化による運営費交付金収益等の取扱い（案）

1. 現行の規定における懸念事項

中期目標最終事業年度において実施される、運営費交付金債務の精算のための収益化（基準第77第3項）については、通常の事業実施に伴う収益化とはその内容が異なるため、通常の収益化額に含めて表示すると、国立大学法人等の運営状況に対して、財務諸表利用者をミスリードする可能性がある。

2. 今後の方向性

実務指針において、以下のいずれかの方向性で規定を設ける。

[案1] 運営費交付金債務等の精算のための収益化額については、通常の収益化額と分けて臨時利益として表示する。

[案2] 通常の収益化額とは分けるが、経常収益として表示する。

以上